

電子交付に関する規定（個別クレジット）

第1条（目的）

本規定は、九州日本信販株式会社（以下、「当社」といいます。）が、会員に対して交付する書面について、書面交付に代えて電磁的方法により交付すること（以下、「電子交付」といいます。）に関する取扱いを定めるものです。

第2条（電子交付の対象）

電子交付の対象となる書面は、次のとおりとします。

3の書面については、申込方法又は契約内容により、電子交付の対象外となる場合があります。

- クレジット契約について（いわゆる第二書面）
- 個別クレジットお申込みの内容（割賦販売法第35条の3の8及び第35条の3の9）
- 預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書

第3条（電子交付の承諾）

電子交付を希望する会員は、個別クレジット申込み時に、本規定の内容を確認のうえ、前条に定める書面について電子交付を承諾するものとします。

第4条（電子交付の方法）

当社は、個別クレジットお申込み後、ショートメッセージサービス（SMS）又は電子メールアドレス宛に通知します。会員は、当該通知に記載されたURLにアクセスしてお申込内容等を確認するものとします。また、当該URLからPDF形式その他当社所定の形式による書面をダウンロードすることができます。なお、書面の閲覧及び保存するためのソフトウェア等が必要となります。

第5条（留意事項）

「ご利用代金明細書」については、別途当社所定の同意が必要となります。

また、本クレジット契約成立後は割賦販売法第35条の3の8及び第35条の3の9の一部、販売方法が訪問販売の場合は特定商取引に関する法律第4条、第5条、電話勧誘販売の場合は特定商取引に関する法律第18条、第19条、連鎖販売取引の場合は特定商取引に関する法律第37条、特定継続的役務提供の場合は特定商取引に関する法律第42条の規定に基づく書面となりますので大切に保管してください。

以上